

公共建築工事標準仕様書(建築工事編)平成31年版 誤字・脱字による修正箇所

項 目 番 号 等								誤	正
章	節	項	(1)	(ア)	(a)	①	㊦		
1	1	4	(1)					工期又は技術者の変更	工期、技術者等の変更
6	3	1	(1)	(ア)				表6.3.1 エコセメント	エコセメント(注)
6	3	1	(4)		(b)			膨張材とする	膨張材とする。
7	6	11	(5)					1.5.3による。	1.5.3[技能資格者]による。
7	6	13						不合格個所	不合格箇所
7	8	3		(ア)				表18.2.2による	表18.2.2[鉄鋼面の素地ごしらえ]による
7	8	3		(ウ)				素地ごしらえを行った上、	素地ごしらえを行ったうえ、
8	3	2	(1)	(ア)				表8.3.1(注)2 空洞部にはすべて	空洞部には全て
8	4	3	(6)					10mm～20mm	10～20mm
9	2	4	(1)	(ア)				下地をモルタル塗りの場合	下地がモルタル塗りの場合
			(1)	(イ)					
9	2	4	(4)	(イ)	(c)			(非露出複層防水用)	(非露出複層防水用R種)
9	2	4	(4)	(エ)	(b)	①		施工は次による。	施工は、次による。
			(4)	(エ)	(b)	②			
9	3	3		(イ)				表9.3.2(注)4 (非露出複層防水用R種、1.5mm以上) 2.5mmとする。	(非露出複層防水用R種、1.5mm以上)とする。
9	3	3		(イ)				表9.3.2(注)5 (非露出複層防水用R種、以上)	(非露出複層防水用R種、2.5mm以上)
9	3	4	(5)	(ア)	(a)	②	㊦	(非露出複層防水用)	(非露出複層防水用R種)
9	4	4	(5)	(エ)	(b)			張付ける。	張り付ける。
9	7	2	(2)					表9.7.1(注)4 11.3.4(1)による。	11.3.4[シーリング材](1)による。
12	2	2	(2)	(ア)				表12.2.4から表12.2.6まで	表12.2.3から表12.2.5まで
12	2	2	(2)	(ア)				表12.2.4 表12.2.5 表12.2.6	表12.2.3 表12.2.4 表12.2.5
14	4	3	(2)					表14.4.2 一辺の長さが450程度以下	一辺の長さが450mm程度以下
14	7	2	(1)					表14.7.1 笠木本体製造所	笠木本体の製造所
15	1	6						6.2.5 [構造体コンクリートの仕上りが] (2)による。	6.2.5 [構造体コンクリートの仕上り](2)による。
15	2	4	(3)	(エ)				L925T－S L1019J－S	L925TS L1019JS
15	2	4	(4)	(ア)		②	㊦	留め付ける	留め付ける。
15	2	7	(2)	(ウ)				12.2.2(1)(ア)による。	12.2.2[接合具等](1)(ア)による。

項 目 番 号 等								誤	正
章	節	項	(1)	(ア)	(a)	①	㊦		
15	3	3	(1)					表15.3.3	表15.3.3
								下地	下地
								施工箇所	施工箇所
								むら直し 中塗り セメント	むら直し 中塗り セメント
								1	1
								コンクリート、 コンクリート ブロック、 れんが	コンクリート、 コンクリート ブロック、 れんが
								内壁	内壁
15	3	5	(1)	(ア)	(e)			モルタルの付着	モルタルの接着
			(1)	(イ)	(c)				
			(3)	(ア)	(d)				
15	6	4	(1)					モルタル等の付着	モルタル等の接着
15	11	2	(2)	(イ)				こうぞの繊維等をとする。	こうぞの繊維等とする。
16	3	2	(2)	(ア)				性能項	性能項目
16	8	2	(3)					ステンレス製、	ステンレス製、
16	9	4	(3)					併用する。	併用されて、
16	13	5						表16.13.2 (注)	建具の製造所
18	2	6	(1)					表18.2.5 (注)3	工程4の
18	2	6	(2)					表18.2.6 (注)2	指定するものとする。
18	6	2						表18.6.1 (注)1	種別の欄による。
19	2	2	(6)	(ア)				表19.2.1	施工箇所(注)1
			(6)	(イ)				表19.2.2	
19	3	2	(1)	(ア)				表19.3.1 (注)1	毛80% 、
19	4	2	(1)	(ア)	(a)			ホルムアルデヒド放散量は	ホルムアルデヒド放散量は、
			(1)	(イ)	(a)				
19	9	2	(2)	(オ)				張り付けるか又は	張り付けるか、又は、
20	2	3	(2)	(エ)				次による	次による。
22	4	5	(5)	(イ)				所定の量をに散布する。	所定の量を均一に散布する。
23	5	1						保護コンクリートのある防水層のあるものに限る。	保護コンクリートに限る。

項 目 番 号 等							誤	正
章	節	項	(1)	(ア)	(a)	① ㊦		
表								

【資料 規格・告示等適用一覧表】

1. 日本工業規格(JIS)	G 3302:2017	G 3302:2019
	G 3318:2013	G 3318:2019
	G 3321:2017	G 3321:2019
	K 5516:2014	K 5516:2019
	K 5600:2016	K 5600-6-1:2016
	K 5674:2008	K 5674:2019
	L 1021:2007	L 1021-16:2007
	Q 1011:2014	Q 1011:2019
	R 5210:2009	R 5210:2019
	R 5211:2009	R 5211:2019
	R 5212:2009	R 5212:2019
	R 5213:2009	R 5213:2019
	R 5214:2016	R 5214:2019
3. 省令・告示等 電気設備に関する技術基準を定める省令 最終改正	平成24年9月14日 経済産業省令第68号	平成29年3月31日 経済産業省令第32号